

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新島村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.0%
全職員	94.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	95.1%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	89.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	167.7%
31～35年	97.5%
26～30年	92.0%
21～25年	80.6%
16～20年	76.4%
11～15年	98.6%
6～10年	109.8%
1～5年	107.1%

【説明欄】

2. (1) 役職段階別 本庁部局長・次長相当職について、当村においては役職が存在しません。
2. (1) 役職段階別 本庁課長補佐相当職について、当村においては一方の性別の職員が存在しません。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。